

四国電力株式会社に対する
電気事業法第106条第3項に基づく報告の徴収について

平成21年11月5日

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成21年11月2日に香川県高松市で発生した四国電力株式会社の鉄筋コンクリート柱の折損事故に関して、昨日、同社に対して、電気事業法第106条第3項に基づき、原因及び再発防止対策について報告するよう指示しました。

(お問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、大久保補佐

電話：087-811-8584(直通)